

逗子清寿苑 短期入所サービスセンター 【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.55を乗じて、介護保険分の9割又は8割を引いた額の1割分又は2割分を 利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
 - ※ 逗子清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額欄の項目に関してはすべての利用者に加算させていただきます。
 - ※ その他の加算額Ⅰ（個別）につきましては必要に応じて個別に算定いたします。
 - ※ その他の加算額Ⅱ（施設体制）につきましては施設体制が整い次第算定するものとします。
- 内容は毎月送付のご請求書の「介護サービス費内訳」においてご確認ください。

□介護報酬告示額 介護サービス費

(1)基本料金 1単位:10.55円

平成27年9月1日

項目	金額と単位数				
	併設短期生活	個室		多床室	
		円	単位	円	単位
基本額 (1日)	要支援 1	¥4,568	433	¥4,620	438
	要支援 2	¥5,675	538	¥5,686	539
	要介護 1	¥6,108	579	¥6,319	599
	要介護 2	¥6,815	646	¥7,026	666
	要介護 3	¥7,532	714	¥7,743	734
	要介護 4	¥8,239	781	¥8,450	801
	要介護 5	¥8,925	846	¥9,136	866

(2)加算料金等

加算額 (1日)		円	単位	内容の説明
加算額 (1日)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)□	¥126	12	介護福祉士の割合が50/100以上。
	看護体制加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥42	4	常勤看護師を1名以上配置。
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥137	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。
	送迎加算※片道	¥1,941	184	居宅と事業所との間の送迎を利用した場合。
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×5.9%		介護職員の処遇改善
その他の 加算額Ⅰ (個別)	長期利用者の基本報酬適正化	△¥316	△30	連続して30日を超えて入所している場合減算。
	緊急短期入所受入加算	¥924	90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。
	若年性認知症入所者受入加算	¥1,266	120	若年性認知症を受け入れた場合。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,110	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算。
	療養食加算	¥236	23	主治の医師より発行された食事せんに基づき療養食の提供等。
	在宅中重度者受入加算※要介護のみ			指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。
	※「看護体制加算Ⅰ」算定あり	¥4,441	421	
	※「看護体制加算Ⅱ」算定あり	¥4,399	417	
	※「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」算定あり	¥4,357	413	
	※「看護体制加算」算定なし	¥4,483	425	
その他の 加算額Ⅱ (施設体制)	医療連携強化加算	¥611	58	急変予測や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡視を定める
	個別機能訓練加算	¥590	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	¥189	18	介護福祉士の割合が60/100以上。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥63	6	看護・介護職員総数のうち常勤職員が75/100以上。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥63	6	勤続年数3年以上の者の占める割合が30/100以上。
	看護体制加算(Ⅱ)※要介護のみ	¥84	8	入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上。
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)※要介護のみ	¥189	18	規定する夜勤を行う介護職員等の数に一を加えた数以上。
	機能訓練指導体制加算	¥126	12	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置が基準以上。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×3.3%		介護職員の処遇改善
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数×3.3%		左記により算定した単位数の90/100に相当する単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	総単位数×3.3%		左記により算定した単位数の80/100に相当する単位数	

□その他の費用

(1)「食費」及び「居住費」(1日当たりの金額、全額自己負担)

負担限度額認定			居住費(円)		食費(円)/日※
詳細は各市区町村介護保険課までお問い合わせ下さい。			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階	市民税	課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階	非課税	第1・第2段階以外の方	370	820	650
第4段階	上記以外の方		884	1,229	1,614

※第1～3段階の食費について、食数に係らず自己負担上限は上記表の通りとなります(下回る場合はその分のみ)。
 ※第4段階の食費は、朝食390円、昼食670円、おやつ50円、夕食504円となります。

(2) 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

サービス内容	利用料金	内容の説明
送迎費用(1回)	事業所より利用者宅まで往復(5km以内1,400円、10km以内2,800円、これ以上の場合は、1kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする。)	利用者の希望による実施地域以外からの送迎
日用品費	かかる費用の実費	利用者の希望で施設が提供した場合(持参の場合は無料)
教養娯楽費 (外出行事)	1,000円(1行事につき)	利用者の選択による外出行事(菖蒲園、みかん狩り外出等)
(クラブ活動参加費)	材料実費代	(利用者の選択によるクラブ活動)
理美容代	かかる費用の実費	利用者の希望による
特別な食事	かかる費用の実費	利用者の希望による食事を提供した場合

(3) 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	金額	内容の説明
電気代(月額)	テレビ代 30円 その他の電気製品 30円	利用者の希望で居室内に設置した場合
通院介助	交通費実費(公共交通機関及びタクシー使用等) 施設車両使用の場合は、往復5Km以内1,400円、10Km以内2,800円(これ以上の場合は1Kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする) 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます。	利用者の希望する病院への通院(受診)
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ	利用者の希望する外出介助

利用料早見表(1日あたり目安)

個室			負担段階					多床室		負担段階					
			1段階	2段階	3段階	4段階	2割			1段階	2段階	3段階	4段階	2割	
併設短期生活 I		介護サービス費加算込 ① 上段1割 下段2割	居住費②	320	420	820	1,229	1,229	II	介護サービス費加算込 ① 上段1割 下段2割	0	370	370	884	884
介護度	基本単位		食費③	300	390	650	1,614	1,614	基本単位		300	390	650	1,614	1,614
要支援1	433	496 993	1日の 利用料 ① + ② + ③	1,116	1,306	1,966	3,339	3,836	438	503 1,006	803	1,263	1,523	3,001	3,504
要支援2	538	614 1,228		1,234	1,424	2,084	3,457	4,071	539	616 1,232	916	1,376	1,636	3,114	3,730
要介護1	579	679 1,358		1,374	1,489	2,149	3,522	4,201	599	701 1,403	1,001	1,461	1,721	3,199	3,901
要介護2	646	754 1,508		1,374	1,564	2,224	3,597	4,351	666	776 1,552	1,076	1,536	1,796	3,274	4,050
要介護3	714	830 1,660		1,450	1,640	2,300	3,673	4,503	734	852 1,704	1,152	1,612	1,872	3,350	4,202
要介護4	781	905 1,810		1,525	1,715	2,375	3,748	4,653	801	927 1,854	1,227	1,687	1,947	3,425	4,352
要介護5	846	977 1,955		1,597	1,787	2,447	3,820	4,798	866	1,000 2,000	1,300	1,760	2,020	3,498	4,498